相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県西白河郡矢吹町堤一一〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　円谷　康則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

福島県白河市明戸一一四番地二　相続財産管理人　弁護士　吉川　幸雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県藤岡市鬼石六四三番地一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐鳥　太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

事務所群馬県高崎市本町一七二番地　相続財産管理人　弁護士　坂本　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区東麻布一丁目一八番地六、最後の住所茨城県つくばみらい市谷井田一三五三番地一三　被相続人　亡　**藤**平　市郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング一一階一一〇六区満園・小屋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　満園　武尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森西二丁目三〇番地、最後の住所東京都大田区大森西二丁目一二番一九号　被相続人　亡　大島　利明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目五番二号三菱ビル九六四区千代田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　千代田有子（登録姓　中嶌）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市戸塚区矢部町六一〇番地二、最後の住所横浜市戸塚区矢部町六一〇番地二　藤和ライブタウン七〇二号　被相続人　亡　齋藤喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

横浜市中区南仲通三―二六　カーニープレイス横浜関内七階　相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区本牧間門九番地、最後の住所横浜市泉区新橋町三番地　横浜市新橋ホーム　被相続人　亡　岸本　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

横浜市中区住吉町二―二一―一フレックスタワー横浜関内九〇三　相続財産管理人　弁護士　巻嶋　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区天神ノ森二丁目八八番地、最後の住所不明　被相続人　亡　松井　**廸**雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

事務所石川県野々市市中林一丁目一一一番地一　相続財産管理人　中村　誠宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区江尻東一丁目六〇三番地、最後の住所静岡県静岡市清水区三保二一三七番地の二ベストライフ三保の松原三一七　被相続人　亡　望月富士夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

静岡市葵区馬場町四三―一静岡法律事務所　相続財産管理人　弁護士　植松　真樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市東区黒門町二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　天野　重春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

愛知県名古屋市北区大曽根三丁目四番一二号コジマビル五階　相続財産管理人　弁護士　黒川　郁雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市伊保町宮本二八番地、最後の住所愛知県豊田市四郷町天道一一四番地二サントピア天道C　一〇一号　被相続人　亡　橋本　真宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

愛知県岡崎市羽根西一丁目七番地九　相続財産管理人　司法書士法人わかくさ総合事務所　代表社員　田中　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市草間町字二本松二七番地三、最後の住所愛知県豊橋市草間町字二本松二七番地の三　被相続人　亡　鈴木　靖治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

愛知県豊橋市中柴町八　弁護士法人渡邉・粕谷法律事務所　相続財産管理人　弁護士　西村　和晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区向島善阿弥町二九番地一二、最後の住所京都市伏見区新町十二丁目三〇二番地ジョリ丹波橋二〇B　被相続人　亡　小橋　通

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月十三日

京都市伏見区東大手町七六三番地　若由ビル四階　弁護士法人伏見総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙橋　健

第32期決算公告

平成28年6月29日　東京都新宿区河田町3番10号
株式会社日本生科学研究所
代表取締役社長　青木　勇

貸借対照表の要旨　（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,892,130	流動負債	4,870,592
		（賞与引当金）	(198,806)
固定資産	5,362,857	固定負債	4,855,776
		（退職給付引当金）	(153,968)
		株主資本	527,955
		資本金	97,000
		利益剰余金	430,953
		利益準備金	5,109
		その他利益剰余金	425,844
		（うち当期純利益）	(204,873)
		評価・換算差額等	△66
		有価証券評価差額金	△66
		新株予約権	731
資産合計	10,254,988	負債・純資産合計	10,254,988